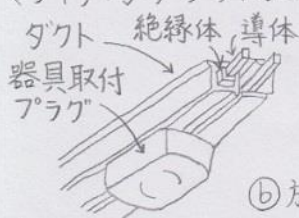


434. ライティングダクト工事・平形保護層工事

〈ライティングダクト工事〉 ④特徴:ダクト内に導体を施設し、ダクトの任意の箇所に器具取付け用のダクトプラグを施設して、照明器具、小型機器を取り付けて使用する物である。器具取付口が任意に移動できるので、模様替えの頻繁な商店やデパート、間仕切変更の多い事務所ビル、あるいは小型機器を多用する工場などで多く使用されている。

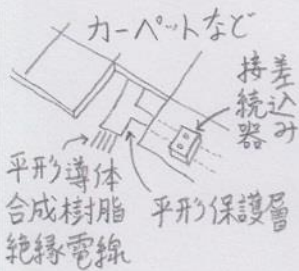


器具取付
プラグ
絶縁体
導体
ダクト

⑥施設方法 ①電線:ライティングダクトである事 ②施設方法:ダクトの支持点間の距離は2m以下とする事。ダクトの終端部は、閉めくする事。ダクトの開口部は、下に向けて施設する事←ただし、簡易接触防護措置を施し、かつダクトの内部にじんあいが侵入し難いように施設する場合等は、横に

向けて施設する事ができる。ダクトは、造営材を貫通しない事。ダクトの導体に電気を供給する回路には、当該回路に地絡を生じた時に、自動的に電路を遮断する装置を施設する事←ただし、ダクトに簡易接触防護措置を施す場合は、省略できる ③接地工事:ダクトには、D種接地工事を施す事←ただし、合成樹脂その他の絶縁物で金属製部分を被覆したダクトを使用する場合、または対地電圧が150V以下で、かつダクトの長さが4m以下の場合、D種接地工事を省略する事ができる

〈平形保護層工事〉



カーペットなど
差込み
接続器
平形導体
合成樹脂
平形保護層
絶縁電線

④特徴:平形導体合成樹脂絶縁電線を平形保護層で覆って事務所ビルなどの床面に施設する工事である。旅館などの宿泊室、小中学校、幼稚園などの教室、病院などの病室、フロアヒーティングなどの発熱線を施した床面、解釈第175~178条に規定する場所には、施設が禁止されている

⑥施設方法:住宅は日本電気技術規格委員会規格JESC E6004(コンクリート直天井面における平形保護層工事)、JESC E6005(石膏ボード等の天井面・壁面における平形保護層工事)の技術規定により施設し、それ以外の箇所は、以下により施設する事 ①電線:平形導体合成樹脂

絶縁電線であって、20A用または30A用の物で、かつアース線を有する物である事 ②施設方法:造営物の床面または壁面に施設し、造営材を貫通しない事。床面に施設する場合は、平形保護層を粘着テープにより固定し、適当な防護装置を設ける。壁面に施設する場合は、金属ダクト工事に使用するダクトに収めて施設する←ただし、床面からの立上り部において、平形保護層の長さを30cm以下とし、適当な防護装置を設けて施設する場合は、この限りでない。平形保護層内の電線も外部に引き出す部分は、ジョイントボックスを使用する事。電線に電気を供給する回路は、対地電圧が150V以下で定格電流が30A以上の過電流遮断器で保護される分岐回路で、かつ電路に地絡を生じた時に、自動的に電路を遮断する装置が施設されている事 ③接地工事:上部保護層および上部接地用保護層ならびにジョイントボックスおよび差込み接続器の金属製外箱には、D種接地工事を施す事



低圧屋内配線の
工事方法はこれ
でおしまい

ライティングダクト
工事の「ダクト
の開口部は下に向
けて施設する事」
もチェックしてお
こう

「
造営材を貫通しな
い事」と「D種接地
工事を施す事」ね

ええと



上記2つの工事に

共通しているのは、

「造営材を貫通しな

い事」と「D種接地

工事を施す事」ね